

平成 25 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会 第 4 回会議要旨

<開催日>

平成 25 年 7 月 5 日（金）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員（部会長代理）、野澤委員、福井委員、藤野委員
事務局（3 名）

中山行政管理課長、三枝主査、担当 1 名

説明者（5 名）

土木管理課長、地域整備課長、建築調整課長、建築指導課長、道路課長

<開会>

【部会長代理】

第 4 回第 1 部会を開会します。

本日は部会長が遅れて参りますので、それまでの間は部会長代理による進行となります。
よろしくお願ひします。

本日は前回に続き経常事業のヒアリングを行います。

対象事業は、358「地籍情報の調査」、361「まちづくり事業の支援」、362「木造住宅密集
地区整備促進事業（建替資金利子補給）」、490「建築基準法に基づく道路の調査等」、367「既
存建築物の防災対策指導」、488「道路の維持管理」の 6 事業となります。

最初に 358「地籍情報の調査」について、土木管理課へのヒアリングを行います。

土木管理課長、本日はありがとうございます。

<委員紹介>

外部評価委員会はテーマごとに委員会を 3 つの部会に分けています。この第 1 部会のテ
ーマは「まちづくり、環境、みどり」です。

平成 24 年度から経常事業評価の本格実施が始まり、今年度は 2 年目になります。

今年度の外部評価委員会では、内部評価を実施した経常事業のうち「経常事業評価 I」
の 98 事業の中から 7 割にあたる 69 事業を抽出して評価することとしました。外部評価す
る事業については、全てヒアリングを実施します。

本日は、1 つの事業につき事業の体系と内容の説明を 10 分、質疑 10 分、調整時間 5 分の

計 25 分間の想定でヒアリングを行います。

質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をすることがあります。

では 358「地籍情報の調査」について、ご説明をよろしく申し上げます。

【説明者】

<説明者紹介>

よろしく申し上げます。

最初に、この事業の区の施策体系における位置づけについてご説明します。

新宿区は、実行計画の中で、まちづくりの基本目標の 1 つとして「Ⅲ 安全で安心な質の高い暮らしを実感できるまち」を掲げ、これを達成するための個別目標の 1 つとして「3 災害に備えるまち」を設定しています。さらにこの個別目標を実現するための施策の 1 つとして「① 災害に強い、逃げないで済む安全なまちづくり」を掲げており、この事業はここに位置づけられています。施策体系については以上です。

次に、事業の内容についてご説明します。

国土調査法の目的の 1 つに掲げられた事業で、登記所にある公図の一筆ごとの土地の境界等の実態を調査して、地籍図と地籍簿を作成するものです。地籍図と地籍簿は、道路の管理の基礎資料としてだけでなく、土地の取引や大規模災害時の復旧等にも活用できるということから、事業の 1 つとして推進しています。

なお、新宿区としては現在のところ、一筆調査の基礎となる街区調査というものを実施しています。一筆調査というのは、一筆ごと、公図にあります土地の一つのかたまりの境や、その土地の所有者、地番、地目、面積を調査するものです。街区調査というのは、一筆調査に先立ち、まず民有地と道路や河川などのいわゆる公有地の境を決めるものです。これを行うことで、一筆調査をする際の負担や経費や作業量が軽減できます。

事業経費としては、国庫補助の事業なので、事業費のおおむね 2 分の 1 を国が、4 分の 1 を東京都が、残りの 4 分の 1 を区が負担してします。

事業の手段としては、作業の手順等については国土調査法、地籍調査作業規程準則など関係法令に定められており、全国同じような基準に基づいて作業をしています。

事業の進捗状況ですが、必ずしも十分ではありません。お手元にお配りした「地籍調査事業実施区域図（東京新宿区）」をご覧ください。線で囲って数字を付してあるのが、平成 14 年の開始からこれまでに街区測量、街区調査を実施した、あるいは実施する予定の箇所です。29 番以降については、10 か年の計画を立てて実施していく予定です。

なお、平成 23 年度については、本来の計画では地籍調査を行う予定だったのですが、東日本大震災の発生により日本の国土自体が動いてしまったため、地籍調査を行いませんでした。新宿も区の面積が大きく変わったということではなかったのですが、全体におおむね東に 30 センチぐらい動いています。

そのため、23 年度は地籍調査ではなく、その基となる基準点が全体にどう動いたのかを調査して、基準点に補正をかける作業を実施し、そうした確認を済ませた後、24 年度から

地籍調査を再開したところです。

今後の事業の方針及び改革・改善の内容についてですが、地籍調査には非常に多くの時間と労力、また経費もかかってしまいます。また、すぐに成果や実績が出るものではありません。しかし、最初にご説明したとおり、道路管理や災害時の復旧復興にも役立つ大変重要な事業ですから、今後も国や都と連携しながら、手法については指導を受けながら、できるだけ効率的に、着実に実施していきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございます。

続いて質疑に入ります。

東日本大震災のときに、被災地でも地籍調査のなされていないところがあって、いまだに自分の土地がどこからどこまで分からないという問題が起きていると伺ったことがあります。新宿区は特に地価が高いですから、もし大地震が起きたときにこの調査が完了していないと、影響は更に大きくなりそうですね。

【説明者】

おっしゃるとおり、地籍調査を実施しておらず土地の境界がよく分からないと、復興の際に非常に時間がかかってしまいます。

ただ、全国的に地籍調査の状況を見ても、地方の町村に比べ大都市や山林は実績が上がっていません。とりわけ都心の場合、おっしゃるとおり土地が高いこともあり、境界線を決める際にもなかなか地域の方々にご納得をいただけない状況にあります。これが、新宿をはじめ都市部で、なかなか地籍調査が進まない大きな要因になっています。

【部会長代理】

筆界調査をやるには本当に莫大な時間とお金がかかりますよね。やはり国をはじめとした公の機関にやっていただくしかない取組だと思います。

他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

では土木管理課へのヒアリングは以上になります。ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長代理】

続いて 361「まちづくり事業の支援」及び 362「木造住宅密集地区整備促進事業（建替資金利子補給）」の 2 事業について、地域整備課へのヒアリングを行います。

<委員紹介・趣旨説明>

まず 361「まちづくり事業の支援」について、ご説明をよろしくお願ひします。

【説明者】

<説明者紹介>

よろしく申し上げます。

361「まちづくり事業の支援」についてご説明します。

はじめに、この事業の区の施策における位置づけについてご説明します。まちづくりの基本目標の1つ「Ⅲ 安全で安心な質の高い暮らしを実感できるまち」を実現するための個別目標「3 災害に備えるまち」を実現するための基本施策「① 災害に強い、逃げないで済む安全なまちづくり」に位置づけられている事業です。

この事業は、まちづくり相談員設置要綱及び同細目に基づき、まちづくりの相談があった地域に対し、専門家である「まちづくりの相談員」を派遣することにより、助言、相談や技術的支援を行い、それぞれの地区にふさわしいまちづくりを支援する事業です。まちづくりの相談というのは、例えば「古い木造のお家が何軒か固まっているところを、まとまったコンクリートの家にしたい」というご要望が出たときに、区から専門的な知識をお話しするなどです。現在、不動産鑑定士や再開発プランナー等の資格を持った8名の相談員が登録されており、専門的な知識を生かしながら、地域の抱える課題の解決に取り組んでいただいています。また、事業の一環として、まちづくり事業の啓発用の印刷物である市街地再開発事業の紹介等の冊子や、優良建築物等整備事業、都心共同住宅供給事業の実績を紹介した冊子などを作って、皆さんに事業を周知しています。

事業の目標と指標については、まちづくり相談員の年間延べ派遣回数を、29年度末までに25回にすることを設定しています。これに対する実績としては、22年度は21回、23年度は23回、24年度は1回でした。24年度が1回となったのは、22年度と23年度の派遣の結果、若葉地区において建替えが実現したためです。

内部評価としては「サービスの負担と担い手」「手段の妥当性」「効果的効率的」「目的又は実績の評価」については「適切」だと評価しましたが、「総合評価」を「改善が必要」と評価しました。24年度のように実績が急に減ってしまうことがありますので、できるだけ平均的、平準にご利用いただけるようにしたいと考えたためです。

そのためには、我々の行っている事業は、非常に重要な事業だと考えてしますので、それをアピールするための手段を工夫する必要があると考えています。現在でもチラシや冊子等を作成していますが、それらをより分かりやすく、かつ読みやすいものにしていくことが必要です。こういった部分を改善していくことで、まちづくりがなされていけばと思っています。

事業の方向性としては「継続」です。今後、先ほど申し上げた若葉地区における老朽建物の共同建替え、再開発事業の入口の部分でのご相談なども考えていきたいと思っています。

説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。

なにかご意見・ご質問等あればどうぞ。

【委員】

アピールが足りないとのことですが、地域整備課から危ないとか問題がありそうな地域に対する提言や助言はできないのですか。

【説明者】

東京都が作った、各町丁目について「建物が老朽化して壊れやすい」「火災が起りやすい」「総合的に見て危険」といったことを示す地図がございます。ちなみに新宿区ですと、190程度の町丁目があります。それにより、街区の危険度を把握していただき、区の支援等をお知らせしています。こういったものは、例えば各特別出張所で地域マップを配布する際に併せて配布するなど、タイミングをはかってお配りしていますが、いかんせん回数も限られますし、ダイレクトメールと勘違いされて捨てられてしまうなど、十分にご理解がいただけていない状況にあります。そのため、地区に関する課題をしっかりとまちの方にご理解いただけるものを作っていかなければいけないと考えています。

【部会長代理】

「まちづくり」というと非常に大きなイメージをしてしまい、町会等の団体で申し込むのかなと思ったのですが、先ほどのご説明によれば、若葉地区は何人かで申し込まれたとのことでした。2軒とか3軒でも可能ということによろしいのでしょうか。

であれば、内部評価を見てもいただいた資料を見ても少数でも対象としていることは全然伝わってきません。今後コミュニケーションについてお考えでしたら、もう少しそういったところまで伝わるようにする必要があると思います。

【説明者】

基本的に、複数軒以上で要件に合致すれば補助や支援をします。

それから、委員ご指摘のとおり「まちづくり」という言葉自体が非常に拡大したイメージを持たれがちですが、実際には2、3軒のお家をまとめて木造からコンクリート造に建替えるだけで延焼率がぐっと下がりますので、小さなものから大きなものまでしっかりとやっていきたいと思っています。そういったところをしっかりとご理解いただけるよう、説明の仕方を考えていきたいと思っています。

【委員】

まちづくりに関しては神楽坂が一生懸命やっていますよね。神楽坂も危険度はかなり高かったのですが、かなり時間をかけて、電線の地中化や電線の配置換など、危険度を下げたための努力を地域と区と一緒にやった経緯があります。こういったことから、区と住民が連携していくことと、地域の人たちに自分が住んでいる地域の危険度について自覚し、防災意識を高めること、区の側でいえばそれをPRすることが必要じゃないかと思います。若葉地区は非常に有名で、成果もでてくると思いますが、例えば神楽坂の近くだと中里とか、危ないところはまだ沢山ありますので、一層のPRが必要だと思います。

【説明者】

今お話いただいた神楽坂周辺は、おっしゃる通り木造建築物が密集している地域であり、

私どもとしても積極的にアプローチをしながら、町の方からお話があれば真摯に受け止めて改善していきたいと思っています。

【委員】

まちづくり相談員の派遣は個人でも申し込めるのですか。

【説明者】

原則として、複数でも町会でも大丈夫です。人数による制限はありません。

【委員】

そうすると、必ずしも相談者のご意見がまち全体のご意見というわけではないのですよね。まちにはいろんな方が住んでいますから、賛成の人も反対の人も、積極的な人も消極的な人もいます。それをまとめていくにはまち全体で、これから3年後、5年後どんなまちにしていきたいのか、考え方を共有しておかないと、1つ1つやってもまたそれをつなぐ何かが必要になるのではないのでしょうか。まちの意見を取りまとめているのは町会だと思うのですが、町会に相談したり意見を聴いたりする機会は設けているのでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおり、確かに2軒、3軒だけ集まって改築をして、その部分は非常にきれいになって防災性が上がっても、その周辺に家が建てられなくなったり、消防の活動がしにくくなったりするケースが全くないわけではありません。そのため、私どもがまちづくりの相談員を派遣するときには、ご相談者のご要望を実現することと並行して、町会ベース又は町丁目ベースによる「まちづくりを考える会」のようなものをつくって、まちの特性やまちの部分的な強さ・弱さを分析し、それを周知するなどしています。まちづくりの専門家というのは、個別の家の建替えはもちろん町全体を見る専門家ですから、その辺りも配慮しながら進めているとご理解いただければと思います。

【委員】

これからも、まちづくり相談員の方々と一丸となって、まちづくりの課題にあたっただければと思います。よろしく申し上げます。

【部会長代理】

他にはいかがですか。

では続いて362「木造住宅密集地区整備促進事業（建替資金利子補給）」のヒアリングを行います。事業のご説明をよろしく申し上げます。

【説明者】

はい。

この事業の区の施策における位置づけについては、先ほどの361と同様、基本施策「①災害に強い、逃げないで済む安全なまちづくり」に位置づけられている事業です。この基本施策に基づき「木造住宅密集地区整備促進事業地区」というものを定め、老朽建築物の建替えを行った方に対して低利な融資をあっせんし、その利子の一部を補助する事業です。ただ、平成14年までで募集は終了しており、現在は補給決定している方に対して、最終補

給年度の平成 34 年まで利子補給を行っているのみの事業です。

いわゆるバブル景気から 10 年ほど、非常に住宅に対するローンの高かった時期に、一定率を超える利子に対して補助、あっせんをしていたのですが、バブルがはじけた後、利子がどんどん下がっていき、新たな募集も急速に少なくなりました。平成 14 年には、これを利用してもしなくても十分にローンが組めるような状況になり、行政がやらなくても民間で十分に供給できる事業だと判断したため、事業の入口は閉めて、出口の部分だけを継続していくことしました。

事業の概要としては、老朽木造住宅等を建て替えるときに借り入れた建替え資金の利子の一部を、20 年間補給をするというものです。個別建替えの場合は 2%、共同建替えの場合は 1%を超える部分の利子を補給しています。

事業の方向性としては、平成 34 年まで現状のまま継続し、その後は経済状況等の変化を逐一把握しながら、新しい状況が発生し次第、新しいサービスを提供することをしていきたいと思います。

説明は以上です。

【部会長代理】

ありがとうございました。

ご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

これまでに一括返済された方はいらっしゃるのですか。

【説明者】

全部で 27 件のサービス利用があったのですが、そのうち繰上げで償還された方が 6 件いらっしゃいました。他に、繰上げではないのですが建物を譲渡して事業を終了した方が 3 件いらっしゃるのです。全部で 9 件の方は、既にこの事業を終了している状況です。

【委員】

平成 34 年には何件ぐらい残る予定なのでしょうか。

【説明者】

34 年までご利用になる方はお 1 人です。

【部会長代理】

今後、例えばアベノミクスで金利が上がれば、もう 1 回入口を開くという可能性もあるのでしょうか。

【説明者】

現在のところ考えておりません。

建物の補助に対するあり方というのは、例えば現在と当時では所得階層が違っていることや、マンションの建替えと老朽木造家屋の建替えは区分して考える必要があることなど、改めて整理する必要があるものと考えています。

【部会長代理】

今後高齢化が進んでいく中で、古い木造住宅に住む高齢者も増えていくものと思います。つまり建替えてもローンを払えない人がどんどん増えてきます。そうなったときの新たな方策はお考えでしょうか。

【説明者】

現在、そういった方々に対しては、お金を借りる方への保証人のあっせん制度はありますが、お金を貸す制度自体はありません。高齢者の住宅問題については、もちろん個人のお宅を持つことも必要ですが、区として建替え費用を助成することだけが方法ではなく、地域で見守りが可能となるよう、例えば集合住宅を区、又は民間が建ててそこに住んでもらうなど、多角的な検討が必要と考えています。

【委員】

平成14年で既に新規の受付けは終わっているとのことですから、業務は限られていると思うのですが、この事業に携わっている0.55人の方はどのような業務を行っているのでしょうか。

【説明者】

一つには、年4回の利子補給の支払い事務で、20年に亘る利子補給の債務負担の管理です。

利用者によっていろんな銀行からお金を借りていますから、区が利子補給するには、区民の方にそれぞれの銀行の方と債務管理をしながら残債を適正にお支払いいただく必要があります。また、実際にはお支払いにできないケースもありました。そういった場合に、今後どのように返済していくか銀行と区民の方が決めた債務整理の方法に応じて、どのように利子補給を適切にしていくか、検討していく必要があります。

それから、将来的にこの事業をどのように継続していくかという、いわゆる進行管理について、財政企画担当者と検討しています。

年度末から年度初めにはかなりの事務負担となりますので、人員は適正だと思います。

【委員】

お支払いにできないケースがあったとのことですが、利用者が破産、あるいは最悪死亡してしまった場合はどうなるのでしょうか。

【説明者】

お金が支払えなくなって、1年間債務の支払いができなかったケースはありました。その際には、利子補給はしていません。

それから、当初の契約で、万が一お亡くなりになった場合には債務を引き継ぐ相続人を定めていただき、その方に相続されるようになっていきますので、万一利用者がお亡くなりになっても、支払が不可能になることはありません。

なお、過去に破産した例はありません。

【委員】

34年までの全体の予算について、どのように計算をしているのでしょうか。

【説明者】

34年まで各個別の案件に対して何%という率をかけたものをまとめた1表を作成し、それを債務負担という形で金額を確定しています。

【委員】

この利子は借りた人に補填しているのですか。

【説明者】

そうです。

【委員】

共同で建て替える場合には全体で借りるのですか。

【説明者】

件数としては、お二人であれば2件と数えています。例えばその中でお二人に債務が発生している場合にはそれぞれの負担割合に応じて返していただくことになります。

【委員】

個別建て替えの場合が本人負担が2%でしょう。共同建て替えの場合は本人負担が1%でしょう。2%でもらった方がいいと思ったら個別で申請するよね。共同で建て替える必要というのはどこかに。共同で建て替えるというのは個人が1つのブロックをつくることですか、建物を。

【説明者】

共同建替えというのは、二人以上の権利者が土地を持ち寄って共同住宅を建てる場合で、区からの利子補給割合が一人で建替える場合よりも多くなります。共同建替えだと権利者の方の負担は1%相当で、一人で建替えた場合の2%よりも負担割合が少なく、有利になります。また、個別では狭い敷地も共同で利用すれば広くなり、耐火構造の大きな建物が建ち、オープンスペースや緑地も設けられて街の不燃化につながります。

【部会長代理】

他にはよろしいでしょうか。

では地域整備課へのヒアリングは以上となります。ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

<部会長入室>

【部会長】

ではここからは部会長による進行といたします。よろしくお願ひします。

次に490「建築基準法に基づく道路の調査等」について、建築調整課へのヒアリングを行います。

<委員紹介・趣旨説明>

最初に事業のご説明をよろしくお願ひします。

【説明者】

よろしく申し上げます。

<説明者紹介>

最初に、区の施策におけるこの事業の位置づけについてご説明します。まちづくりの基本目標の1つに「IV 持続可能な都市と環境を創造するまち」があります。これを実現するための個別目標の1つとして「3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち」があります。さらに、この個別目標を実現するための基本施策の1つに「③ 道路環境の整備」があります。

この事業は、この基本施策の下、建築基準法に基づく道路について調査することと、指定道路図、指定道路調書の維持管理を行うことの、大きく2つを行う事業です。

まず、建築基準法に基づく道路の調査についてご説明します。

建物を建てる際には、その土地が建築基準法に基づく道路に接していなければなりません。そのため、建物を建てたり土地の売買を計画する際、その土地の前面の道が建築基準法上の道路であるか否か、その道路の位置はどこか、そういった情報が非常に重要となります。

これらの情報は、これまでの建築確認の記録から容易に判断できるものもありますが、過去の記録がないものもあります。不明確な場合などは、建築基準法が施行された昭和25年まで遡って調査しなければなりません。土地、建物の登記記録などの行政資料の取得や、近隣住民へのヒアリングなどの調査で判断できることもあります。現況測量と航空写真解析が必要となることもあります。現況測量と航空写真解析については、専門業者への委託により実施しています。

現況測量というのは、調査や説明のための基礎データとして、現況の道の形状を把握する必要があるときに行います。また、航空写真解析は、米軍が撮影した昭和22年と昭和31年の航空写真を、専門の技術者が立体視、要は3Dの形に解析することで、昭和25年の道の状況を推測するものです。道とか周辺建物、塀などを写真解析から読み取ることで、道の幅員等についても、人が通っていた道なのか、荷車が通っていた道なのか、車が通れそうな道なのか、そういったところまで解析できます。

現況測量、航空写真解析、どちらも道路の調査のためには非常に有用であり、今後とも続けていきたいと考えています。

なお、こういった道路の調査というのは年間50件程度行っていますが、そのうち、現況測量又は航空写真解析等を要するものは10件未満の実績です。

次に、指定道路図、指定道路調書の維持管理についてご説明します。

以前は、建築基準法上の道路を網羅する地図や、1つ1つの道路の位置を示した地図、そういったものがなかったため、区民等からの道路照会や建築確認の際には毎回手間と時間が非常にかかっていました。このようなことは新宿区に限らず全国的なものでした。これに対し国が平成19年に建築基準法施行規則を改正して、建築基準法の道路種別を地図に表

示した指定道路図と、1つ1つの道路について詳細な情報を記載した指定道路調書を整備するように求めました。

新宿区では、第一次実行計画における計画事業として、平成20年度から23年度までの4年度でこの2つを作成し、それらを検索、閲覧するためのシステムを整備しました。24年度からは経常事業としてシステムの維持管理を行っています。また、システムの道路情報を常に最新の状態にするため、データ更新を委託により行っています。

ちなみにこのシステムは、平成24年度より窓口でも使用しています。それまでは区民等の方からの道路照会に対しては複数の紙状の地図を幾つも開きながら回答していましたが、システム導入後は検索スピードが飛躍的に向上し、より適切で早い段階、短い時間で情報を提供できるようになりました。システム上では、道路の種別、基準法上のどの道路なのか、それから関連する資料等をクリック1つで確認することができます。なお、窓口における道路の相談、道路照会等の実績としては、年間1万3,000件程度です。

今後とも、区民等にこういった道路情報を的確に提供するため、システムの維持管理とデータの更新が必要と考えています。

なお、平成22年度と23年度には、東京都の緊急雇用創出事業を活用して、建築調整課が所有するそのほかの道路調査資料及び建築計画概要書のスキャニングとデータベース化を委託しました。作成されたデータは、先ほどご説明したシステムに取り込んで、道路調査や道路情報提供などに活用しています。

今後の課題ですが、建築調整課には、道路関係資料のほかにも道路関係資料や過去の調査記録が膨大に保存されています。これらを整理して、将来においても道路調査に対する説明責任を果たせるようにしたいと考えています。

本事業の目的は、不明確な道路を調査により明確にすることと、基準法上不明確な道路の種別、位置等を調査により明確にすること、また、それを適切な道路情報として提供していくことです。建築基準法上の道路情報というのは、建物を建てる際の基礎的な情報ですから、今後もこの事業は必要なものと考えています。

事業の説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ご意見・ご質問等のある方はどうぞ。

【委員】

このデータはインターネットで見られるのですか。

【説明者】

まだインターネットとはつながっていません。データ量も非常に重たいので。

現在のところ、一般の方が見たいときは窓口に来ていただく必要があります。

【委員】

窓口で見られる。それはプリントアウトもしてもらえるのですか。

【説明者】

指定道路調書以外の資料については、プリントアウトはしていません。印刷したものをコピーしてもらい形になります。それも含めて、今後資料を提供する方法について今検討していきます。

【委員】

コピーはご本人が取るといふことでよろしいですか。

【説明者】

はい。コピーしていただいています。

ちなみに、写真解析等の資料については、情報公開請求をしていただければ、個人情報をお渡したものをお渡しすることはできます。

それから、住民の方が自分のところの道路の詳細が欲しいということで、指定道路調書をお求めの際には、こちらで印刷したものをお持ち帰りいただく仕組みになっています。今後、これをどのようにお渡しするのが一番簡単か、また、これはまだ行政として証明するものではなく、参考資料という形なので、そういった取扱いの精査も必要です。

【委員】

昭和 22 年とか 31 年というのはすごい昔ですよ。昭和 22 年のころの道と比べると、今の道は随分違ってきていますし、一筆の土地が何筆にも分かれて、道もたくさんできていると思うのですが、この解析は何のためにするのですか。

【説明者】

今一番調査が必要なのは建築基準法上の 42 条 2 項道路というものです。道路の指定というのは昭和 25 年にされたのですが、指定をした際には、図面を作って指定をしたのではなく、条件指定でした。例えば、家が建ち並んでいたとか、一般の通行に供されているような道路として分かるような空間があったとか、そういった条件による指定だったので、元々その辺りにあった道らしきものが、本当に 42 条 2 項道路なのかという道路の存否を確認するときには、25 年当時の航空写真の解析を行っています。

昭和 25 年に指定したときの航空写真があれば一番正確なのですが、実際には 25 年のときの航空写真が存在していないため、それに近い、昭和 22 年と 31 年に米軍が撮った航空写真を使用しています。それから、28 年というのもあるのですが、ちょっと解析度が悪くてなかなか建物の確認までは至らないのです。そのため、昭和 25 年前後の写真から推測したり、住民の方へのヒアリングや登記の情報などを組み合わせて、昭和 25 年当時の道路の存否等を確認しています。

【委員】

25 年当時は畑だったけど現在は道路ができているところなどはどうなるのですか。

【説明者】

42 条 2 項道路ではなく、1 項 5 号道路ということで指定されていると思われます。

【部会長】

建築基準法ができたのは昭和 25 年なのですが、そのとき既に建物が建ち並んでいた道に関しては道路に認めましようとなりました。それを判断するためにこういう航空写真が必要だということですね。建築基準法では建物は幅員 4 メートル以上の道路に接している必要があるのですが、さらに昔は 9 尺 (2.7 メートル) で良いことになっていたのが狭い道も沢山ありました。そこも道路として認めないと建築行為ができないので、中心線から 2 メートルセットバックして敷地をちょっと削れば建てられるようになっています。そのためのデータなのです。

【委員】

なるほど。

【部会長】

22 年の航空写真解析には昔の土地利用とか建物の形、それから、先ほどおっしゃっていた塀とか、そういうものも聞き取りなどの情報で入れているということでしょうか。

【説明者】

22 年の航空写真というのは左右 2 つのカメラで撮っているので立体視ができるのです。2 つの写真を解析機器からのぞくと、立体に浮き上がってくるのです。そうすると、建物らしい、塀らしい、柵らしいというのが見えてくるのです。

なので、あくまでも写真から想定したことになります。それを基にヒアリングで住民の方に、こちら辺に柵があったのですか、道路はこんな感じでしたかという確認を取りながら、当時の形を推測しています。

【部会長】

先ほど、指定道路調書について申請があったら写しをお渡ししてコピーしていただくのご説明がありました。それから、システム上では、道路の種別、基準法上のどれなのか、関連する資料等を確認できるとのことでした。例えば、そのシステム上で見られるものを、手にすることはできるのですか。

【説明者】

システム上は見ることはできるのですが、お持ち帰りになりたいということでしたら、建物の名称等、個人情報にあたる可能性のあるものが含まれていますので、情報公開制度にのっとりた手続をしていただければ、個人情報を墨塗りで消したうえでお渡しすることはできます。

【部会長】

閲覧はできますか。

【説明者】

はい。

【委員】

道路の名称っていうのは例えば「靖国通り」みたいなものことなんですか。

【説明者】

いいえ。靖国通りというのは通称名になるのですが、例えば「目白―神楽線」とか「麹町―何々線」といった行政上の路線名、正式名称になります。

【部会長】

こういう調査の趣旨は3つあると思っています。まず、市民の方が自分の前の道路がどうなっているのかを確認できること。それから、設計者等の建築に携わる事業者の方がこれを確認して、敷地の状況を確認できること。それから、建築審査会が、43条のただし書の通路という、要は2項道路にもならないような通路に接している敷地に建物を建てさせられるかなどを審査するときのデータになることです。審査会では43条のただし書の通路を評価する場合のデータとして使っているのでしょうか。

【説明者】

43条ただし書きに関する審査会では、このデータを基に、ここは通路ですよという前提で、そこに接した建築が可能かどうかという審査をしています。また、この制度が始まって3年、4年目ですが、これまでそういった審査や審査請求の事例はありませんでした。

【部会長】

審査請求ではなく、審査会で通路の許可に、同意するかしないかを判断するときの資料には、これはなっていないのでしょうか。

【説明者】

指定道路調書そのものは、使ってはいません。例えばこの敷地があって、ここが通路で、ここに公園があってといった案内図は、別の建築敷地、建築計画図の中でこれを基に作っています。審査会にはもっと細かい敷地の周辺の状況、情報を載せたもので行っているのので、この段階からの資料は付いていません。

【部会長】

これをベースに作って、審査会の資料として提示するということですね。

【説明者】

はい、そうです。

【部会長】

他にはよろしいですか。

では建築調整課へのヒアリングは以上となります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

では続いて367「既存建築物の防災対策指導」について、建築指導課へのヒアリングを行います。

<委員紹介・趣旨説明>

では最初に事業のご説明をお願いします。

【説明者】

<説明者紹介>

よろしくお願いします。

では、最初に区の施策におけるこの事業の位置付けについてご説明します。新宿区のまちづくりの基本目標の1つに「Ⅲ 安全で安心な質の高い暮らしを実現できるまち」があります。その中の個別目標の1つに「3 災害に備えるまち」を定めています。さらに、この個別目標を実現するための基本施策の1つとして「① 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」を掲げており、これを実現するために定められている事業の1つになります。施策体系については以上です。

次に、事業の概要についてご説明します。

この事業は3つの仕組みから成り立っています。

1つ目は「特殊建築物等定期報告事務」です。これは、建築基準法に定められているもので、特殊建築物等を1年に1回又は3年に1回、1級建築士の方などに定期点検をしていたき、適切に維持管理ができるのかを調べた上で、地元自治体に報告する制度です。

特殊建築物というのは耳慣れない言葉かと思いますが、例えば多人数の方が利用される病院やマンション等の共同住宅など、満たす必要がある安全性や機能的なものが、法律で特段きつく規制されている建築物のことです。

建物は建った後の経年変化によって劣化していきますが、適正に維持管理をすることによって、安全な状態で長く快適に使い続けることができるため、こういった特殊建築物の所有者から、建築物の敷地・構造等について定期報告を受けるもので、自動車の車検みたいなものと考えていただいてもよろしいかと思います。

2つ目は「風俗、飲食店営業通知事務」です。いわゆる風俗営業を新規開店する場合には、警察とか保健所の許可等が必要です。その場合には、通常事前にそういったところを各機関が点検、調査等します。それと併せて、区にもそういう出店がされた旨の届出が来ますので、建築基準法の観点でそういったものが適正に計画されているのかを書類なり、又は現場に行くなりによってチェックし、必要な指導等を行うというものです。

3つ目は「既存建築物等の安全化指導」です。

既存建築物等というと漠然としたとらえ方になると思いますが、かなり広くとらえていただければと思います。例えば、シェアハウスやカラオケボックスなどが火事になったり事故が起きたようなときに、一斉点検やいろいろ査察をして指導をしたり、空き家を放置していると、近隣に様々な迷惑がかかることがありますので、そういったものを適時把握して、必要なものについて建築主、管理者等に指導、啓発等をしていくというものです。

事業経費については、定期報告の集計作業を外部機関に委託していますので、その委託経費が主なものです。予算の執行率としては、だいたい毎年度八割前後を執行しています。

ただ、災害が発生したり、他所で火事が起きたりすると、新宿区の建物についても一斉

点検を行ったりしますので、若干費用の変動等があります。実際に、22年度には東日本大震災の発生に伴い個別の対応をしたため、予算の流用等がありました。

次に内部評価についてですが、「サービスの負担と担い手」から「総合評価」まで全て「適切」と評価しました。

「改革・改善」については、特に定期報告は各建築主の発意の下に任意でやっていたが制度のため、どうしても全ての方には報告をしていただけない状況にあります。そのため、できるだけ対象建築物は全て点検したうえで報告をしていただき、最終的には報告率100%ということを目標に、周知啓発を重点的に取り組んでいきたいと思っています。

次に予算事業についてご説明しますが、同名の予算事業1つで構成されている経常事業なので、重複している箇所の説明は省略いたします。

予算事業の活動実績としては、定期報告については、24年度で言いますと、対象件数が988件に対し798件、おおよそ80%の報告がありました。以前は60%台だったこともありましたが、ここ10年ぐらい、私どもも普及啓発をする中で、意識がかなり高まってきています。ただ、まだ100%に至るまでには間がありますので、今後、更にその率を高めていきたいと考えているところです。

これらの制度を今後どうしていくのか等については、細かい見直し、改善の必要な点もあろうかと思いますが、法律に定められている制度でもありますので、執行率なり実績、効果を高めつつ、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

「風俗、飲食店営業通知事務」の平成24年度の活動実績について、内部評価には対象数1,079件に対し実績が474件と記載されていますが、これは、これだけの風俗、飲食店があって、現地調査等を行ったのが474件ということですか。

【説明者】

はい。

【委員】

そうすると、約50%弱という感じですね。

【説明者】

数字自体はほぼこのぐらいで推移しています。

【委員】

対象数は新規の件数ですよ。

【説明者】

そうです。例えば歌舞伎町みたいなところは本当に出入りが激しいものですから、出店

するよという数字ですね。

【委員】

それが毎年 1,000 件あるのですね。

【説明者】

はい。

【委員】

風俗、飲食店営業通知事務については指導を行うとのことでしたが、勧告などではなく指導なのですか。

【説明者】

基本的には指導となります。

風営法で飲食店などを作る際には、例えば警察は風俗営業の許可基準に基づいて、公共施設から何メートル離れている、いないから良い、悪いみたいなことをチェックします。一方で、区はあくまでもその建物、施設を、例えば内装に火災報知器があるかとか、燃えにくい内装になっているかという観点で見て、ちょっと燃えやすいようなものがあればこれを改善してくださいとか、非常用照明がなければ付けなきゃ駄目ですよといったことを、その場で申し上げるような形になります。

【委員】

1 回見て指導した施設を繰り返し見たりしているのですか。

【説明者】

基本的にはそういうことはありません。あくまでも新規に風営の届出などがあつたところに対して行うものです。ただ、例えば 23 年度でいえば、429 件行った中でちょっとまずいなところをその場で直してくださいと指導をしたものに対し、少し間を置いて報告が来て、場合によってはまた見に行ったりということはありません。

【委員】

そうすると、指導をしたあともう 1 回見に行くというのは、1 件の中に含まれているということになりますね。

【説明者】

はい、含まれていますね。重複しています。ですから、1 回で済むところがあれば、何回かになるということもあるということです。

【委員】

ですから、あくまでもこれは建物の数ですね。

【説明者】

そういうことです。

【委員】

基本的には指導だけとのことですが、そうすると、例えば行政と消防署、警察の 3 つが合わさって営業許可が出るような仕組みというのは考えてないのですか。

【説明者】

営業許可自体は、例えば風俗業でいえば風営法に基づく許可ということになるので、公安委員会が許可を出します。ただ、それだけでお店ができるわけじゃなく、建築という観点でいえば、例えば今まで事務所として使っていたものをお店にするとなれば、建築基準法上の用途変更という手続が必要になります。そういったときには 1 回建築確認申請をして、建築の法規に基づくチェックを受けていただく必要があります。このように、一本でまとめて許可をするという制度にはなっていません。

【委員】

なってないから、保健所は許可して、消防は駄目なのだけど営業はしているということもあるのですよね。

【説明者】

基本的には消防が駄目と言え、それを改善してからということにはなろうかと思えます。ただ、指導の範疇ですと、基本的には法に合致していますが、より安全にするために少しこの辺を改善してねといったことを含みます。

【委員】

お互い自分の分野を守っているということなのですね。

【説明者】

そうですね。ただ、お店等の負担にならないよう、風俗営業の現場立入りなんかについては、警察、消防と併せて我々も現場に行っています。

【委員】

消防は定期検査をおこなっていたと思いますが、区役所の防災対策指導というのは申請があったときですよね。

【説明者】

そうです。消防さんは定期的に検査をしていますので、また別途にやっています。

【委員】

「特殊建築物等定期報告事務」について、24 年度実績が対象件数 988 件に対し 798 件おおよそ 80%とのことでしたが、これについてももう少しご説明ください。

【説明者】

24 年度は共同住宅が報告の対象年度でしたので、区内で報告する必要のある共同住宅が 988 件あり、その中で実際に定期報告をしていただいたのが 798 件あったものです。

【委員】

これは定期報告をしたらもうそれで終わってしまうわけですか。

【説明者】

手続的には終わりなのですが、本来の目的は、点検をすることによっていろいろ不具合を見付けていただくことですから、見付ければ修繕なり手当てをしていただきたいと思います。例えば、壁に亀裂が入っていることが見付かったとき、初期段階であればそこを修

繕すれば直りますが、放っておけば、壁が剥がれて落ちるかもしれません。そういうことを未然にある程度把握して、対処がされることを期待している制度です。

【委員】

報告書を出さない人に対しては、何かありますか。

【説明者】

督促をすることもあります。また、毎年、翌年の対象者の方に、来年報告する期限になりますから出してくださいねという通知を差し上げています。

【委員】

また「風俗、飲食店営業通知事務」についてですが、雑居ビルに複数の店舗が入っている場合などの調査はどのように行うのですか。

【説明者】

あくまでも店舗単位になりますから、例えば6階建ての雑居ビルの各フロアに店舗がある場合には、それぞれ開業する時期に届出がされて、調査をする形になります。

【委員】

例えば火災が発生したら、ビルの所有者の管理者責任というのはどうなるのでしょうか。

【説明者】

雑居ビルでいいますと、エレベーターとか階段といった共用部分は基本的には各店舗の責任が及ぶ範囲ではなく、建物のオーナーが適切に管理しなければいけません。

これについては、建物の規模とかによっては風営法の調査ではなくて、定期報告の対象になったりということもあります。比較的小さい建物だと対象にはならないのですが、私どもも十二年前に起きた歌舞伎町の火災以降、歌舞伎町地区については、警察、消防と現場調査を毎月行い、必要であれば個別の指導をするなど、重点的に取組を進めています。

【委員】

毎年1,000件程度が新規にあって、そのうち半分弱だけを調査しているということですが、漏れている店には後日調査など行っているのですか。

【説明者】

内訳で申しますと、だいたい1,000件の4割ぐらいがいわゆる風俗営業許可に係るもの、6割が飲食店営業許可に係るものとなりますが、風俗営業許可に係るものの方については基本的に全て現地を確認しています。飲食店については、なかなか数が多いので全て見切れないところがありますが、保健所の方で関わっているほか、その中でもある程度建物を選んで対応しています。もちろん、そこで問題があれば、個別の指導をしたりということもあります。

【委員】

この中には、申請しないで営業した人は含まれていないのですよね。

【説明者】

もちろん、そういうものは実際の数字上は表れてこないですね。

【委員】

では、飲食店は保健所、風俗は警察という整理をしているわけですか。それで、行政の方は両方とも関わっている。

【説明者】

そうですね。

【委員】

件数について、保健所と警察とのすり合わせというのはあるのですか。

【説明者】

店によっては、風俗営業であっても飲食なんかも絡めば保健所とのかかわりも出てきますが、現在のところ区としてはどちらかだけ関わっているのか両方関わっているのかという分け方で数字はまとめておりません。

【部会長】

「特殊建築物等定期報告事務」について、24年度は共同住宅が対象とのことで毎年変わっているようですが、全部で何種類あるのですか。

【説明者】

種類としてはかなりいろいろあり「新宿区建築基準法施行細則」に定められています。それを報告時期によって4つのグループに分類して、規模の大きいものは毎年、その他は3年に1回報告するよう定めています。

【委員】

他の自治体でもこういうやり方なのですか。

【説明者】

はい。基本的には23区はだいたい同じような運用をしています。

【部会長】

他にはいかがですか。

では建築指導課へのヒアリングは以上になります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代>

【部会長】

では次に488「道路の維持管理」について、道路課へのヒアリングを行います。

<委員紹介・趣旨説明>

最初に事業のご説明をお願いします。

【説明者】

<説明者紹介>

よろしくお願いします。

まず、区の施策における事業の位置づけについてご説明します。

まちづくりの基本目標の 1 つに「IV 持続可能な都市と環境を創造するまち」があり、これを実現するための個別目標の 1 つとして「3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち」があります。さらに、この個別目標を実現するための基本施策の 1 つに「① 道路環境の整備」があります。この事業はこの基本施策の下に道路の舗装、排水、道路付属物の適正な維持管理を行うために展開する事業です。

道路の適正な維持管理を行うことにより区民等の安全、安心、快適な道路環境及び交通の確保を図ることを目的とします。

事業概要としては「道路の舗装、L型側溝修繕等」「道路の応急補修」「道路の清掃、区道上で死亡した猫などの死体処理」「地下歩行者道の維持管理」の主に 4 つです。

事業の手法としては、道路の維持補修については、劣化した道路の修繕やますのしゅんせつ（土砂をさらうこと）、透水性舗装の洗浄工事を委託等により実施してします。

道路の応急補修については、緊急に補修を要することとなった箇所等を、区の直営作業員等が補修を行っています。

道路の清掃については、委託により道路の清掃、死亡した犬、猫等の処分を行っています。

地下歩行者道の維持管理については、西新宿 6 丁目にある地下歩行者道の維持管理を行うために、運用管理業務や清掃、エスカレーターの点検等を委託等で行っています。

今後の方向性については、今後も適正な時期に道路の点検等を行うことで、より一層安全、安心、快適な生活環境、交通の確保等ができるよう事業を継続していきたいと考えています。

説明は以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

ご意見・ご質問のある方はどうぞ。

【委員】

今ご説明いただいた主なもののほかに「土木相談員」という予算事業があるようなので、ご説明をお願いします。

【説明者】

失礼しました。

土木施設の適正な管理を行うに当たって、相談、指導業務を行う窓口の職員です。そういったところで、実際に補修等があれば、区の方で、現場と区を通して補修等を行っています。

【委員】

下水道とかガスとかの工事が有りますよね。その後、埋め戻して道路を元どおりにするのはどこがやっていますか。

【説明者】

ガス、水道、電気等の企業者が自費で工事を実施して、復旧まで行うというのが通常のパターンです。

【委員】

そうすると、その埋め戻しがうまくいかなかったり、でこぼこしていたり、溝ができたときは、その企業者の方が責任を持ってきちんと元に戻すということですか。

【説明者】

おっしゃるとおり、そういった箇所があった場合には、区道であれば道路管理者である区がそういった指導、指摘等をして、その企業者に直してもらおう形をとっています。

【委員】

道路が現在どうなっているかというパトロールなどはやっているのですか。

【説明者】

道路を維持管理する中で応急補修等も行っていますが、そういった中で現場作業に来るときに、ほかの道路をパトロールしています。ほかにも、緊急に陥没している箇所等があれば、そこに急行しますし、そういった作業の合間の確認、監察業務等は行っています。

【委員】

区の業務は当然区道が対象だと思いますが、区内の都道等について、なにか連携はとっているのでしょうか。例えば土木相談員のところには、区道と都道の区別をせずに相談に来る方もいると思うのですが、そういったときの情報交換などはされているのでしょうか。

【説明者】

おっしゃるとおり、窓口への苦情、ご相談等は区道か都道か国道かというのは分からない状態に来る方もいらっしゃいます。

そういったときには、一度区の方でお受けして、それから管理している国道事務所や都の第三建設事務所に情報を提供し、対応をお願いするという連携を取っています。

【委員】

U字溝が道路と道路のつなぎ目とかにありますよね。以前そこに土が詰まって中から草が生えているのを見たのですが、2年後そこにまた行ったら、それがきれいになっていたのですよ。どなたかが苦情したのか、あるいはパトロールチームが見付けたのだと思いますが、放っておいたら、水があふれていたかもしれません。ですから、なにかそういうものを見て回ることでできる仕組みがあるといいのではないかと思います。

それから、今申し上げたような、雨のときに水がたまってしまうといった相談も道路課で受け付けているのですか。また、私道についてはどうでしょうか。

【説明者】

個人又は共同で持たれているいわゆる私道については、基本的には管理者の方がいらっしゃるのです、そちらの管理となります。区では、穴が空いて危ない状態などの緊急に対応を要する際に応急的な処置を行っています。

それから、区の方では横断側溝という言い方をしているのですが、普通の雨ますというのがL型側溝の箇所が付いています。そういったところは、側溝などのしゅんせつを定期的に行っています。

それから、雨の降るシーズンには区の方でも巡回しますが、区民の方にも呼びかけて、そういったところをご指摘いただいたり、あとは数が少ないようであれば取り除いていただくなどご協力もいただいています。

【委員】

実際に見てみないとわからないことも多いので、ぜひパトロールをもう少しやっていただけるといいと思います。

【委員】

担当する職員数が、事業全体で常勤がほしい25人ぐらい、非常勤が1人か2人ぐらいと、ほかの事業と比べると多いなという印象を受けたのですが、これはやっぱり面積があるからということでしょうか。

【説明者】

そうですね。直営作業員という、実際に作業をする職員や、工事を出すに当たって設計を行う職員、監督を行う職員等の人数を計上していますので、他の事業と比べれば数は少し多くなっていると思います。

【委員】

ニーズに関して、例えば水道が漏れたときには道路も含めて掘り返す必要があると思いますが、そういったときには水道局との協力体制になるのですか。

【説明者】

先ほどの電気・ガスなどと同様、上下水道についても基本的には企業者の方で対応をして、区道の管理者である区が最終的な監督、指導を行っています。

【委員】

歩道の管理もしているのですか。

【説明者】

小滝橋通りなど、広幅員とか、幅員が広い区道に付いている歩道も区で管理しています。

【委員】

そうすると、歩道の点字ブロックなども区でやっているのですか。

【説明者】

はい。

区道への視覚障害者誘導用のブロックについては、バリアフリーの観点から、新宿駅周辺や高田馬場駅周辺等、先進して設置する箇所を定めています。それ以外の箇所についても、誘導に危険が伴わない状態の箇所に設置しなければいけない部分がありますので、歩道等にはそういった条件をクリアしながら設置している状況です。

【委員】

事業の目標指標について道路の歩きやすさ満足度を設定していますが、24年度の現況が21・8%と低く感じます。どうやってアンケートを取られたのかよく分からないのですが、こんなに低いものなのですか。

【説明者】

実際に区でアンケートを行い「安全で快適な歩きやすい道路だと感じる区民の割合」を調査した結果になりますので、この事業の成果だけでなく道路の表面の状況や、放置自転車などの要因が含まれてしまっています。ちなみに、平成19年度は17.3%という状況でしたが、24年度末現在は21.8%という状況です。

【委員】

今の件と関連して、例えば「区道の中で歩道をこんなふうにしてほしい」とか「何か歩きにくい」といった要望への対応もあり得るのでしょうか。

【説明者】

舗装の老朽化などにより段差が出たとか、振動がするといったご意見・ご要望はございます。補修の仕方や場所にもよりますが、舗装をやり変えなければ改善しないような道路であれば、そういった工事を行うなどします。場合によっては部分的に補修することで改善する場合もありますが、そういった対応は現場を確認したうえで順次行っている状況です。

【委員】

あと、街路樹とか植栽がありますね。そういうものをなくしたいとか、あるいは植えたいとか、といった要望はどうなるのでしょうか。

【説明者】

区道であれば、区の政策としては「立派な街路樹運動」という事業もありますので、なるべく道路についても緑を増やしていこうという施策をとっています。また、沿道の区民の方や利用されている方から撤去してほしいといったご要望があった場合には、現場を確認したうえで、沿道の利用の仕方により撤去や移植をするということもありますが、基本的には、幅員等が確保できていて、設置しているものについては残していきたいと考えています。また、植えてほしいという声がある箇所においても、歩道の幅員の関係がありますので、調査しながら設置できるかどうかなどを検討しています。

【委員】

例えば、歩道そのものを拡幅してほしいとか、そういう要望というのはありますか。

【説明者】

歩きやすさを考えれば、ある程度の幅員は確保しなければいけませんから、そういった要望もあるものと考えていますが、実際には道路の総幅員がもう決まっている場合は、歩道の拡幅は難しいのが実情です。一方、路線の都市計画等により、歩道拡幅をしている路線もございます。

区で調整して歩道を確保して逆に車道を縮めた箇所もあります。区としても、乳母車、車いす、お年寄りなどにとっても通行しやすい道路づくりを目指している部分がありますので、歩道の拡幅等できる箇所については、そういった計画づくりも行っていきたいと考えています。

【委員】

それは、地元の要望をとらえてそうなさっているのでしょうか。

【説明者】

地元の要望もありますし、マスタープランなどで歩道拡幅事業を行っていくといったことも定めているところもあります。

【委員】

神楽坂は、それを実践して歩道を広げてきたという経緯があります。

まちづくりの中で区の方といろいろ検討したり、区に対していろいろな要望を出しました。

【委員】

区道と都道の位置付けについて教えてください。イメージだと都道は車中心、区道は歩行者中心に考えるという感じなのですが。

【説明者】

都道は広域交通を担っています。そのため、2車線の場合もありますが、相互で4車線あるような幹線系の道路になっている場合が多いのです。区道は主に区内の交通を担うというところがありますので、区民さんがお住まいになっている前面道路などは、私道もありますが区道の確率が高くなっています。やはり広域的な交通に比べて、歩行者中心の道路づくりというのは一番感じるところです。

【委員】

幅はだいたい何メートルから何メートルですか。

【説明者】

多いのが、4メートル未満の細街路等ですが、6メートル、8メートル、15メートル等もあります。

【委員】

区道とか都道とか区別したような地図ってあるのですか。

【説明者】

みどり土木部では所有しています。

【部会長】

他にはいかがですか。よろしいでしょうか。

では道路課へのヒアリングは以上になります。

ありがとうございました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者退出>

【部会長】

本日は以上で閉会となります。

次回も引続き経常事業評価に関するヒアリングを実施しますのでよろしくお願いします。

お疲れさまでした。

<閉会>